

基本計画書の概要

第1章

市民一人ひとりが
共につくるまち

地域の課題を市民一人ひとりが知恵と力を寄せ合い、共に解決していくためには、市民と行政との協働が欠かせません。協働によるまちづくりとは、市民活動団体と行政が地域課題を共有し、共に解決策を探り、実践することです。その前提として必要な情報共有の場、共に考える場を創出するほか、参加・協働のルールづくり、協働を担う団体の育成を進めます。さらに、地域型・テーマ型コミュニケーション活動の横の連携を図るなど、地域の課題を地域で解決

する仕組みを作っていきます。基本的な人権を大切にすることを、市民一人ひとりの意識の中に根付くことが最も重要です。市では、人権擁護の教育・啓発に取り組むほか、男女共同参画を促進します。また、人権侵害を受ける恐れのある場合、公的な支えが必要な場合には適切な支援を行います。

第2章

水と緑を守り育てて
いくまち

市民の多くは、この地に残された湧けつ水や緑を大切に守り、育てていきたいと考えています。東久留米らしい環境の象徴である水と緑を

今後大切にしながらまちづくりに活かしていくためには、市民と行政がそれぞれの立場で可能な限り、水と緑を守り育てていくこととする努力が必要と

要です。こうした視点に立つて、水や緑のネットワーク化や、市民が主体となって行う緑を増やす活動を通じた緑の景観の創出、水に親しめる空間の創造を目指します。

第3章

子どもがのびのび
心豊かに育つまち

少子化の進行は、将来の日本のあり方に大きく影響を及ぼすものであり、その対策については国を挙げて取り組んでいます。市においても子育て支援を早急に取り組まなければならない課題と捉え、重点的に取り組みます。子育ての基本は家庭にあり

ますが、市では、これを支える地域づくりや、子育て支援環境および教育環境の整備に努めます。

また、青少年が健全な心身と思いやりの心をはぐくみ成長していくことは、市民共通の願いです。家庭・学校・地域社会の連携・協働の強化を図りつつ、青少年の健全育成の活動を支援していきます。

第4章

高齢者がいきいき
幸せに暮らせるまち

この基本目標では高齢者のみならず、すべての方がいきいき幸せに暮らせることを目指しています。前期基本計画期間中に社会福祉基礎構造改革が実施され、福祉のあり方が大きな転換点を迎えました。高齢者も障害者も、措置から契約「施設から在宅」という大きな流れの

中にあります。市では地域福祉計画に基づき、この流れに沿って福祉施策を展開していきます。そして高齢者、障害者のみならず、すべての方たちが健康を維持しながら、社会の中でのつながりを保ち続け、いきいき幸せに暮らせるまちを目指します。

健康に関する正しい知識の普及・啓発、健康の保持推進を図り、保健医療制度の安定化を目指しながら、市民が自ら行う健康づくりを支援していきます。公の提供するスポーツを健康増進のためと位置付け、気軽に運動できる場

第5章

豊かな出会いで
にぎわうまち

地域の魅力を高めるには、東久留米市の良さを内外にアピールして交流を促進すると

とともに、地域産業の振興などにより地域の活力を高めています。必要があります。

市では、自立的な商業活動「安全、安心、快適」をテーマに、農業生産活動を支援し、人材の発掘・活用を図り、元気なまちづくりを推進します。商業活動、農業生産活動への支援は、当事者だけでなく、まち全体の活力向上をねらうものです。また、市で取り組む生涯学習では、地域課題に取り組み実践力を身に付けようとする市民を応援します。そして、共に考え行動する地域社会の創造を目指します。

第6章

快適な都市環境が
整ったまち

快適で魅力的なまちは、安全な都市基盤、風水害や地震などの災害に強いまち、安心できる日々の生活、そつた

基本の上にならぬように成り立つものです。このため

「安全、安心、快適」をテーマに、農業生産活動を支援し、人材の発掘・活用を図り、元気なまちづくりを推進します。商業活動、農業生産活動への支援は、当事者だけでなく、まち全体の活力向上をねらうものです。また、市で取り組む生涯学習では、地域課題に取り組み実践力を身に付けようとする市民を応援します。そして、共に考え行動する地域社会の創造を目指します。

第7章

計画の推進

政府の経済財政諮問会議が17年1月に描いたシナリオによれば、改革が順調に進むことと18年にはデフレから脱却し、好景局面を迎えると予測されています。

抑制、リサイクルを推進するとともに、関連一部事務組合を通じて環境全体への負荷の低減に取り組めます。

また、市で取り組む生涯学習では、地域課題に取り組み実践力を身に付けようとする市民を応援します。そして、共に考え行動する地域社会の創造を目指します。

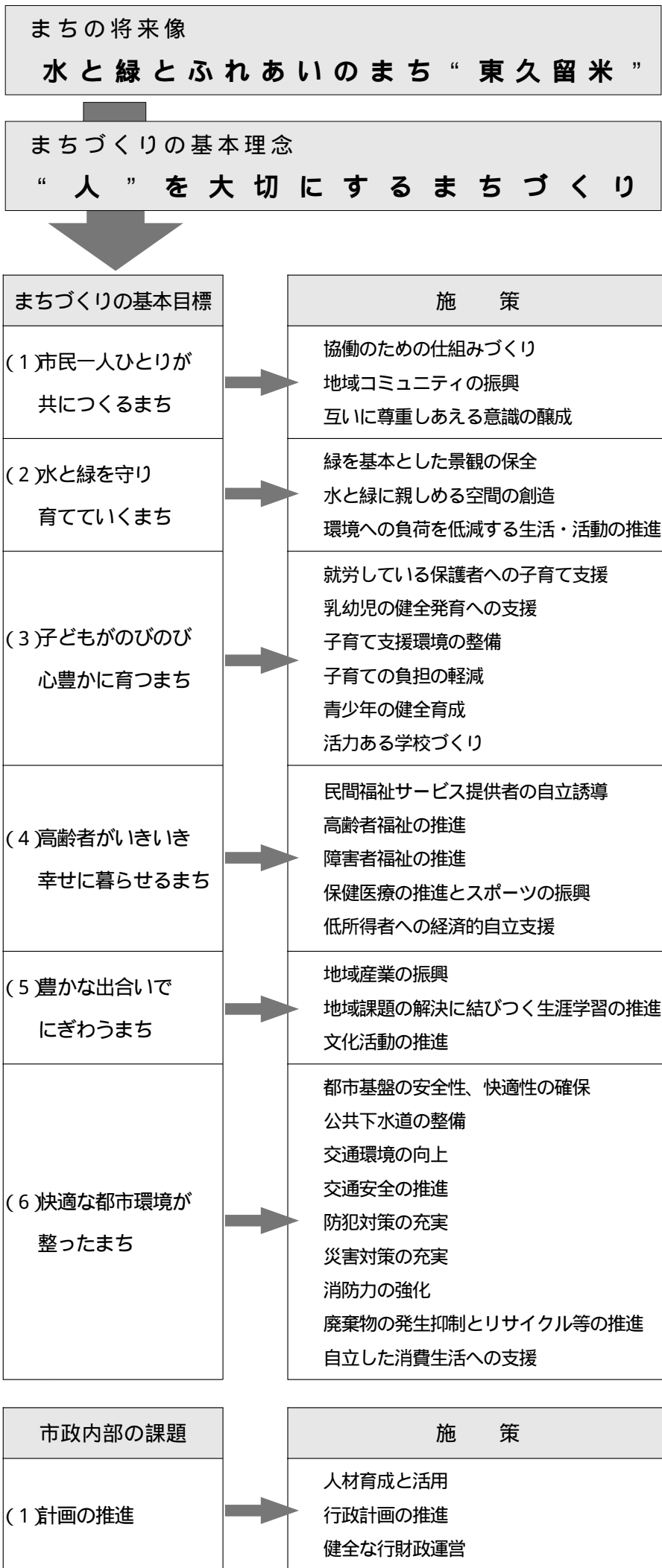
第8章

実施計画

しかし、このベースに立ち地方財政の予測を立てたとしても、以前のように市の歳入に余裕が生まれることは見込めません。なぜなら、好景気に転換したとしても、勤労者そのものが高齢化で減り続けていて、投資を拡大するはずの企業はその数が市内に少なく、土地

の価格は上向き見通しがままだ立たないことや、三位一体改革で地方交付税の配分も減ることが予想されるからです。こうした中で行政運営をしていくには、今以上に「選択と集中」の手法を徹底する必要があります。それなくしては立ち行けません。また、行政コストの削減のため、法令で定められている事務および公権力行使にかかわる事務以外は極力アウトソーシングができません。なお、こうした先行き不透明な時代にあつて、さらに先を見込んだ次期「第4次長期総合計画」の策定には、多くの知恵を結集する必要がありますが、それには今までもより長い時間を必要とするでしょう。このため、18年以降なるべく早い時期に、この計画策定に着手していきます。

施策の体系



実施計画

この後期基本計画に基づいて、市ではこの後、18年度、21年度の3年間の実施計画を作成していきます。これは向こう3年間の予算編成の指針となるもので、より具体的な事業が計画されていきます。本年度中に編成されるこの実施計画は、完成次第、市民の皆さんに広報などを通じてお知らせしていきます。



後期基本計画書の表紙